

急性ストレス障害 診断基準

A.	その人は、以下の2つがともに認められる心的外傷性の出来事に暴露されたことがある。	チェック
	(1) 実際にまたは危うく死ぬ又は重傷を負うような出来事を、1度又は数度、或いは自分又は他人の身体の安全に迫る危険を、その人が体験し、目撃し、または直面した。	
	(2) その人の反応は強い恐怖、無力感又は戦慄に関するものである。	
B.	苦痛な出来事を体験している間、又はその後、以下の解離性症状の3つ（又はそれ以上）がある。	
	(1) 麻痺した、孤立した、又は感情反応がないという主観的感覚	
	(2) 自分の周囲に対する注意の減弱（例：“ぼろっとしている”）	
	(3) 現実感消失	
	(4) 離人症	
	(5) 解離性健忘（すなわち、心的外傷の重要な側面の想起不能）	
C.	心的外傷的な出来事は、少なくとも以下の1つの形で再体験され続けている：反復する心像、思考、夢、錯覚、フラッシュバックのエピソード、又は元の体験を再体験する感覚；又は、心的外傷的な出来事を想起させるものに暴露されたときの苦痛	
D.	心的外傷を想起させる刺激（例：思考、感情、会話、活動、場所、人物）の著しい回避	
E.	強い不安症状又は覚醒の亢進（例：睡眠障害、苛立たしさ、集中困難、過度の警戒心、過剰な驚愕反応、運動性不安	
F.	その障害は、臨床上著しい苦痛、又は社会的、職業的、又は他の重要な領域における機能の障害を引き起こしている。又は心的外傷的な体験を家族に話すことで必要な助けを得たり、人的資源を動員するなど、必要な課題を遂行する能力を障害している。	
G.	その障害は、最低2日間、最大4週間持続し、心的外傷的な出来事の4週間以内に起こっている。	
H.	障害は、物質（例：乱用薬物、投薬）又は一般身体疾患の直接的な生理学的作用によるものではなく、短期精神病性障害ではうまく説明されず、既に存在していたⅠ軸又はⅡ軸の障害の単なる悪化でもない。 ※参照	

※ 第Ⅰ軸 臨床疾患、ないしは臨床的関与の対象となりうる他の状態。パーソナリティ障害および知的障害を除く14個の障害概念がここに含まれる。

第Ⅱ軸 パーソナリティ障害および知的障害。

※本文は「DSM-IV-TR 分類と診断の手引き」（医学書院）を参照しています。